

2024年度

第101期 報告書

2024年4月1日から2025年3月31日

目次 CONTENTS

ごあいさつ	1
 事業報告	2
 連結計算書類	25
 計算書類	27
 監査報告書	29



ずっと先まで、明るくしたい。

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

はじめに、2024年度の業績につきましては、猛暑や厳冬に伴う冷暖房需要などによる小売販売電力量などの増加はあったものの、燃料費調整の期ずれ影響による差益の減少や、卸電力取引価格の変動影響などにより、前期と比べ減益となり、経常利益は1,946億円、親会社株主に帰属する当期純利益は1,287億円となりました。

2025年度につきましては、総販売電力量の減少などによる売上高の減少や原子力発電所の稼働減などが見込まれ、経常利益は1,600億円程度、親会社株主に帰属する当期純利益は1,200億円程度で、いずれも今期を下回る見通しとなっておりますが、中長期的な収支・財務状況などを総合的に勘案し、普通株式1株につき50円の配当を実施する予定としております。

さて、当社グループは、「持続可能な社会への貢献」と「九電グループの更なる進化」を目指し、「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向け、事業活動を進めてまいりました。その結果、原子力の安定した稼働や再エネ拡大に向けた事業統合など、カーボンニュートラルを目指す取組みが着実に進展し、財務面でも中間目標である2025年度の経常利益1,250億円を前倒しで達成いたしました。



代表取締役 社長執行役員

池辺 和弘

一方で、当社グループを取り巻く環境は、不安定化する国際情勢や気候変動、生成AIをはじめとするIT技術の革新など、大きく変化しております。こうした新たな機会や課題を捉え、長期的にどのような価値を提供していきたいかを改めて描いたうえで、更なる成長に向けて経営ビジョン2030をアップデートし、本年5月に、「九電グループ経営ビジョン2035」を策定いたしました。

当社グループは、エネルギーの領域に留まらず、多様なニーズにお応えする事業やサービスを生み出すことで、地域や社会の課題解決に貢献し、社会価値と経済価値の双方を創出するグループとして、企業価値を一層高めてまいります。

「九電グループ経営ビジョン2035」の実現により、「エネルギーから未来を拓く」企業グループへと進化し、更なる高みを目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



1 企業集団の現況に関する事項

1 主要な事業内容

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
発電・販売事業	電力供給、再生可能エネルギー事業、エネルギー供給
送配電事業	一般送配電事業
海外事業	海外電気・ガスその他のエネルギー事業
その他エネルギーサービス事業	発電所の建設及び保守工事、発電所の環境保全関連業務、ウィットストーンLNGプロジェクトの鉱区権益・資産保有及び生産物引取・販売、石炭の調達及び販売
ICTサービス事業	電気通信回線の提供、電気通信機器製造販売・工事及び保守、情報システム開発・運用及び保守
都市開発事業	不動産開発・運営事業、官民連携事業等

2 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、個人消費や設備投資を中心に緩やかに回復しています。九州経済も、雇用・所得環境が改善し個人消費が堅調に推移する中、設備投資は高水準で推移し、緩やかに回復しています。

当社グループにおきましては、「九電グループ経営ビジョン2030」の実現に向け、国内電気事業において、事業活動全般にわたる徹底した効率化や収益拡大を目指すとともに、再エネ事業・海外事業・ICTサービス事業・都市開発事業などの成長事業においても、更なる成長軌道に乗せるための様々な戦略を実行に移してまいりました。また、安全性の確保を前提とした原子力の最大限の活用などによる「電源の低・脱炭素化」や「電化の推進」など、カーボンニュートラルの実現に向けた取組みにもグループ一体となって取り組んでまいりました。

当期の業績につきましては、猛暑や厳冬に伴う冷暖房需要等による小売販売電力量などの増加はあったものの、燃料費調整の期ずれ影響による差益の減少や、卸電力取引価格の変動影響などにより、前期に比べ減益となりました。

当期の小売販売電力量につきましては、域内の契約電力が減少したものの、気温が前期に比べ夏季は高く冬季は低く推移したことや、域外の契約電力が増加したことなどにより、前期に比べ2.9%増の756億kWhとなりました。また、卸売販売電力量につきましては、取引所取引の増加などにより56.6%増の262億kWhとなりました。この結果、総販売電力量は12.9%増の1,018億kWhとなりました。

小売・卸売に対する供給面につきましては、原子力をはじめ、火力・揚水等発電設備の総合的な運用等により、また、エリア需給につきましては、調整力電源の運用及び国のルールに基づく再エネ出力制御の実施等により、安定して電力をお届けすることができました。

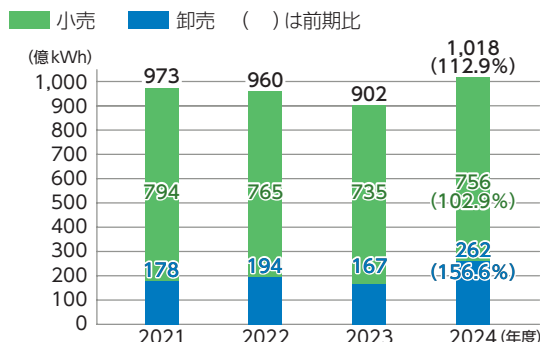
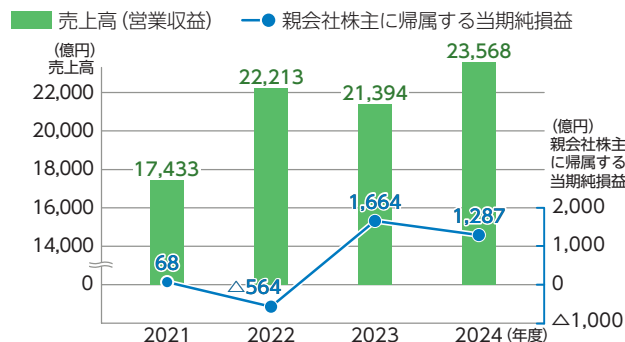
当期の連結収支につきましては、収入面では、国内電気事業において、小売販売電力量の増加はあったものの燃料費調整の影響などにより小売販売収入等は減少しましたが、卸売販売電力量の増加や当期から

新たに容量確保契約金額を計上したことにより卸売販売収入が増加したことなどから、売上高は前期に比べ10.2%増の2兆3,568億円、経常収益は10.4%増の2兆3,963億円となりました。

支出面では、国内電気事業において、卸電力市場価格の上昇に加え、他社受電の増加や容量拠出金の計上により購入電力料が増加したことなどから、経常費用は14.0%増の2兆2,016億円となりました。

以上により、経常利益は前期に比べ18.3%減の1,946億円、親会社株主に帰属する当期純利益は減損損失や関係会社事業に係る損失を特別損失に計上したことなどから22.6%減の1,287億円となりました。

(ご参考) 売上高(営業収益)と親会社株主に帰属する当期純損益の推移 (ご参考) 総販売電力量の推移



(注) 1 四捨五入のため、内訳と合計の数値が合わないことがあります。
2 グループ合計(当社及び連結子会社(九州電力送配電株式会社、九電みらいエナジー株式会社)の合計値(内部取引消去後))の数値を記載しております。

事業別の業績(内部取引消去前)は、次のとおりとなりました。

a 発電・販売事業

発電・販売事業は、国内における発電・小売電気事業等を展開しています。

売上高は、小売販売電力量の増加はあったものの、燃料費調整の影響などにより小売販売収入等が減少しましたが、卸売販売電力量の増加や容量確保契約金額の計上により卸売販売収入が増加したことなどから、前期に比べ10.4%増の2兆89億円となりました。

経常利益は、売上高の増加はあったものの、燃料費調整の期ずれ影響による差益の減少や、卸電力取引価格の変動影響などにより、22.9%減の1,137億円となりました。

b 送配電事業

送配電事業は、九州域内における一般送配電事業等を展開しています。

売上高は、エリア電力需要の増加などにより託送収益が増加したことや、再生可能エネルギー電源からの買取量の増加などにより卸電力市場への卸売販売収入が増加したことなどから、前期に比べ7.1%増の7,478億円となりました。

経常利益は、託送収益は増加したものの、需給調整関連費用が増加したことなどから、35.7%減の266億円となりました。

c 海外事業

海外事業は、海外における発電・送配電事業等を展開しています。

売上高は、地熱 I P P プロジェクトに係る収入の減少などにより、前期に比べ23.5%減の44億円、経常利益は、持分法による投資利益の増加などにより、65.7%増の88億円となりました。

d その他エネルギーサービス事業

その他エネルギーサービス事業は、電気設備の建設・保守など電力の安定供給に資する事業、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えするため、ガス・L N G販売、石炭販売、再生可能エネルギー事業等を展開しています。

売上高は、L N G販売の増加やL N G輸送サービス事業に係る取引量の増加及び石炭販売の増加などにより、前期に比べ11.5%増の3,340億円、経常利益は、売上原価の増加などもあり、前期並みの339億円となりました。

e I C Tサービス事業

I C Tサービス事業は、保有する光ファイバ網やデータセンターなどの情報通信事業基盤や事業ノウハウを活用し、データ通信、光ブロードバンド、電気通信工事・保守、情報システム開発、データセンター事業等を展開しています。

売上高は、自治体向け情報システム販売の増加や光ブロードバンドサービスの販売拡大などにより、前期に比べ4.9%増の1,378億円、経常利益は、光ケーブル整備に関する自治体等からの補助などもあり、35.4%増の105億円となりました。

f 都市開発事業

都市開発事業は、不動産開発・運営事業、官民連携事業等を展開しています。

売上高は、オール電化マンション販売の減少などにより、前期に比べ1.4%減の285億円、経常利益は10.0%減の34億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売 上 高			経 常 利 益		
	金 額 (億円)	対前期増減 (億円)	増 減 率 (%)	金 額 (億円)	対前期増減 (億円)	増 減 率 (%)
発 電 ・ 販 売 事 業	20,089	1,891	10.4	1,137	△338	△22.9
送 配 電 事 業	7,478	494	7.1	266	△147	△35.7
海 外 事 業	44	△13	△23.5	88	35	65.7
その他エネルギーサービス事業	3,340	345	11.5	339	—	—
I C T サ ー ビ ス 事 業	1,378	64	4.9	105	27	35.4
都 市 開 発 事 業	285	△4	△1.4	34	△3	△10.0
計	32,617	2,778	9.3	1,971	△427	△17.8
そ の 他	96	4	5.3	5	1	25.3
合 計	32,714	2,783	9.3	1,976	△425	△17.7
内 部 取 引 消 去	△9,145	△609	—	△30	△9	—
連 結	23,568	2,173	10.2	1,946	△434	△18.3

(ご参考) 国内電気事業再掲

	売 上 高			経 常 利 益		
	金 額 (億円)	対前期増減 (億円)	増 減 率 (%)	金 額 (億円)	対前期増減 (億円)	増 減 率 (%)
国 内 電 気 事 業	21,080	1,960	10.3	1,403	△485	△25.7

(注) 「発電・販売事業」と「送配電事業」の内部取引消去後の業績を記載しております。

3 対処すべき課題

当社グループは、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九電グループの思い」のもと、「低コストで良質なエネルギーをお客さまにお届けすることを通じて、お客さまや地域社会の生活や経済活動を支える」ことを使命に、事業活動を進めております。

1 経営環境

世界情勢が不安定な状況が続く一方で、データセンターや半導体関連産業による電力需要の増加が見込まれるなど、人々の生活や社会経済活動を支える電力を安定的に供給することの重要性がこれまで以上に高まっております。

また、世界的な脱炭素の潮流のなかで、当社グループは、2025年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」や「GX2040ビジョン」の方向性も踏まえ、日本政府の方針である「2050年カーボンニュートラル」の達成に向け、エネルギー事業者としての積極的な貢献が期待されております。

加えて、生成AI等のデジタル技術の急速な進展や、少子高齢化による労働力人口の減少、仕事に対する価値観の多様化など、現在の経営環境は大きな転換期にあります。

2 中長期的な経営戦略

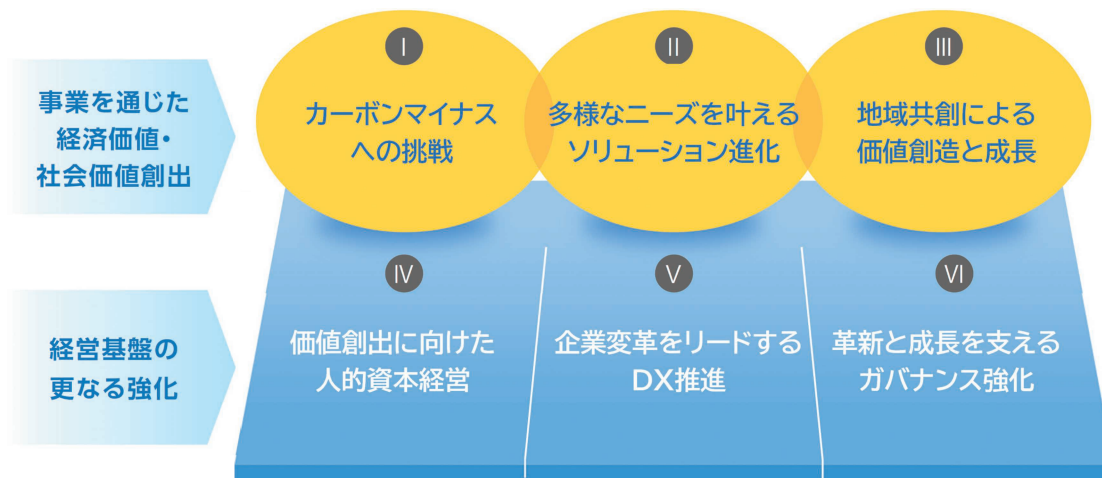
当社グループは、事業を通じて「社会価値」と「経済価値」の双方を創出し、持続可能な社会への貢献と九電グループの企業価値の向上を実現するサステナビリティ経営を推進しております。

経営環境が大きく変化するなかにおいても、九電グループが地域とともに持続的な成長を続けるために、2025年5月、中長期的に目指す経営の方向性として「九電グループ経営ビジョン2035」を策定しました。

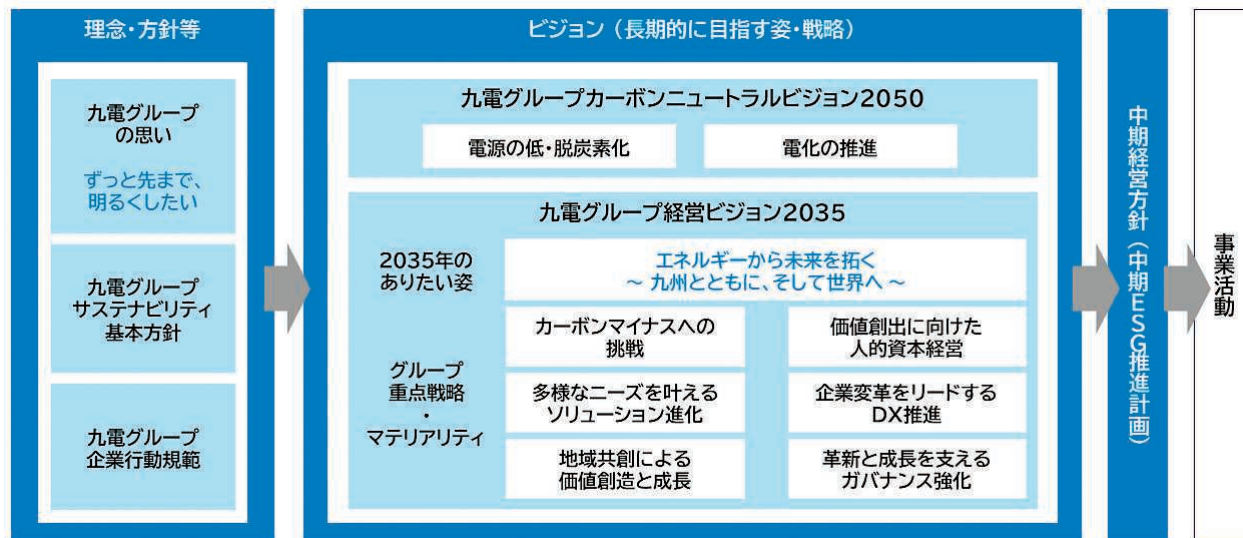
今後、「九電グループ経営ビジョン2035」と「九電グループカーボンニュートラルビジョン2050」のもと、ROIC経営の推進、カーボンニュートラルの実現や人的資本経営推進などの取組みをグループ一体となって進めてまいります。

また、「九電グループ経営ビジョン2035」で掲げる「ありたい姿の実現に向けたグループ重点戦略」を、社会と当社グループのサステナビリティを実現していくうえでの経営上の重要課題（マテリアリティ）と位置づけ、その解決に向けた取組みを中期経営計画に反映させることで、マテリアリティ解決に向けた取組みの着実な推進を図り、持続可能な社会と九電グループの中長期的な成長の両立に繋げてまいります。（図1、2）

[図1 マテリアリティ（サステナビリティ実現に向けた経営上の重要課題）]



[図2 サステナビリティに係る理念等の体系]



〔九電グループ経営ビジョン2035（2025年5月策定）〕

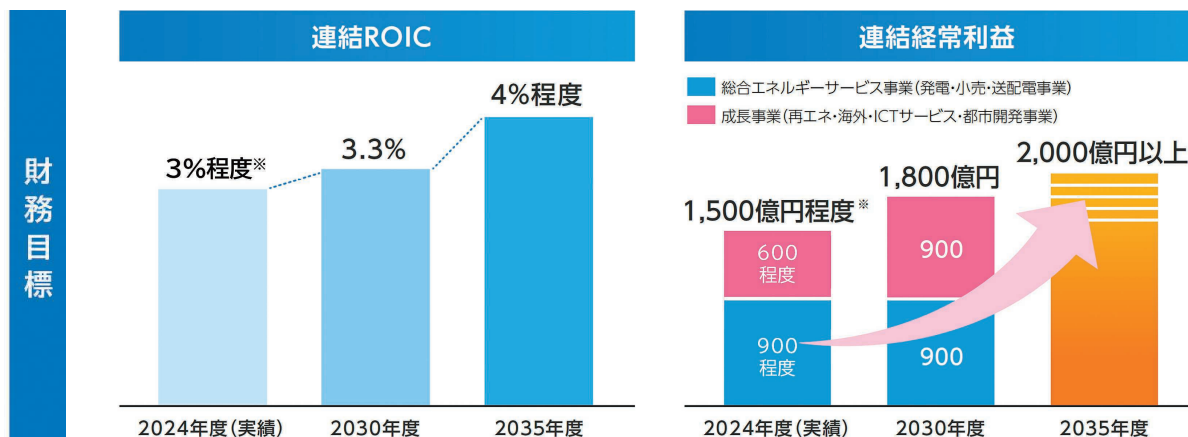
九電グループとしての目指すべき方向性を「2035年のありたい姿」として定義し、その実現に向けた2030年・2035年における財務面・環境面・人材面の指標を経営目標として設定しております。（図3）

〔図3 九電グループ経営ビジョン2035〕

○2035年のありたい姿

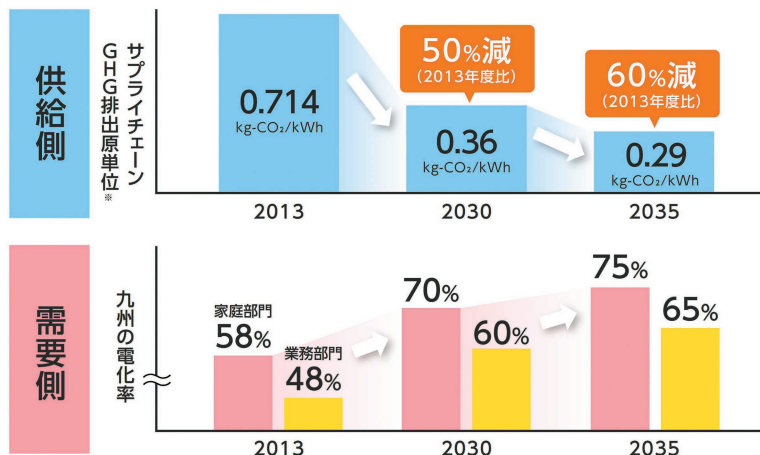
エネルギーから未来を拓く
～九州とともに、そして世界へ～

○経営目標（2030年度、2035年度）



※ 2024年度(実績)は、決算値(連結経常利益1,946億円、連結ROIC3.6%)から燃料費調整の期ずれ影響に加え、その他の一過性要因(猛暑や厳冬による冷暖房需要増影響等)を除いた値

環境目標



※ GHGプロトコルに準拠し、Scope1+2+3を対象に算定

(注) 国の政策支援及び技術確立等がなされることを見込んで設定したものであり、状況に応じて見直す可能性があります。

人材目標

従業員エンゲージメントレーティング^{※1}

人の成長

九電グループで働くことへの充実感や働きがいを向上させるという観点から、エンゲージメントサーベイにおける「レーティング」を設定

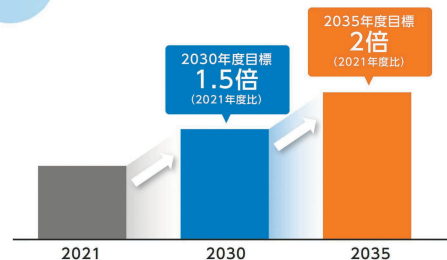


※1 (株)リンクアンドモチベーションが提供するエンゲージメントサーベイにおけるレーティング
(当該サーベイを利用する10,000社を超える企業全体での偏差値をAAA~DDの11段階で区分したものの)

一人当たり付加価値^{※2}

組織の成長

人的資本経営の推進を、経営戦略の実現による持続的な企業価値向上へつなげていくという観点から、「一人当たり付加価値」を設定



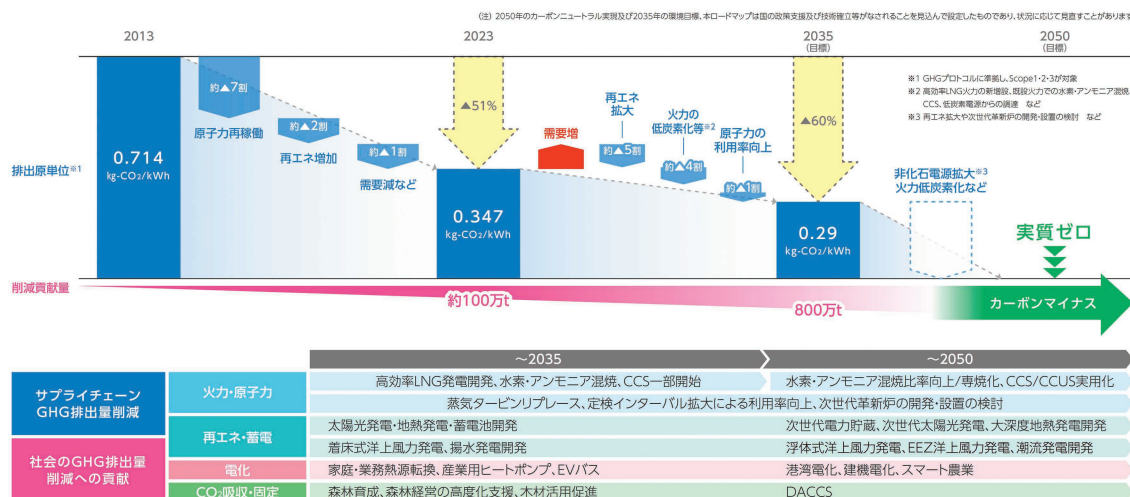
※2 売上高から外部購入価値(燃料費や委託費等)及び減価償却費を差し引いたもの
(経常利益+人件費+賃借料+租税公課等+金融費用)

〔九電グループ カーボンニュートラルビジョン2050（2021年4月策定、2025年5月更新）〕

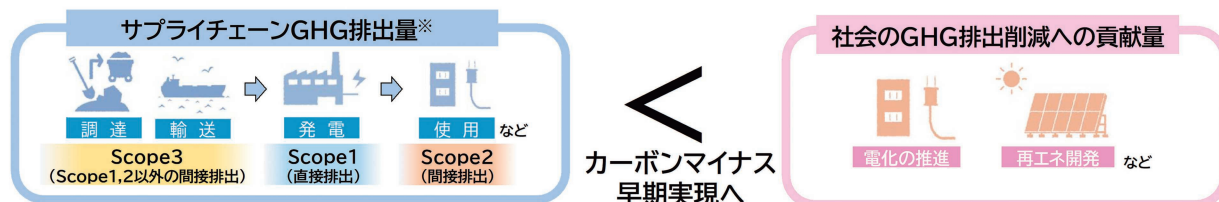
日本の脱炭素をリードする企業グループとなることを目指した「九電グループ カーボンニュートラルビジョン2050」において、「電源の低・脱炭素化」と「電化の推進」に取り組む方針を定め、2050年のカーボンニュートラル実現に向けたロードマップを開示しております。（図4）

2050年のサプライチェーン温室効果ガス（GHG）排出量の「実質ゼロ」に挑戦するとともに、九州の電化率向上への貢献などにより、社会のGHG排出削減に大きく貢献していくことで、当社グループの事業活動全体の「カーボンマイナス」を2050年よりできるだけ早期に実現してまいります。（図5）

〔図4 カーボンニュートラル実現に向けたロードマップ〕



〔図5 カーボンマイナスのイメージ〕



（出 典）環境省「サプライチェーン排出量算定の考え方」をもとに当社作成

※ 国際的なGHG排出量の算定・報告に関する基準であるGHGプロトコルに準拠し、排出形態の異なる3つのScope（範囲）ごとにGHG排出量を算定

3 中長期的な経営戦略の実現に向けたグループ重点戦略

I カーボンマイナスへの挑戦

電化の進展、半導体工場・データセンターの新設により電力需要は大きく増加し、低・脱炭素の電気に対する期待は今後ますます高まってまいります。

九電グループは、電気事業をはじめとする各事業のサプライチェーン温室効果ガス（GHG）排出量を極力抑制し、加えて社会全体のGHG排出削減へ貢献し、社会の期待に応えてまいります。これにより、「GHG排出量」＜「GHG排出削減貢献量」のカーボンマイナスを2050年よりできるだけ早期に実現してまいります。

II 多様なニーズを叶えるソリューション進化

お客さまの事業・生活の「低・脱炭素化」「効率化・最適化」「強靱化」に役立つソリューションを、更に強化・充実してまいります。各事業領域でプラットフォーム型ビジネスを展開し、他事業者の商品・サービスも取扱うことでソリューションの提供領域を拡大してまいります。これにより、新たな技術・ビジネスの創出に資するデータや、お客さまのニーズ把握に資する顧客情報を蓄積してまいります。

将来的には、上記データを事業横断的に活用し、ソリューションを更に高度化させてまいります。加えて、お客さまの潜在ニーズを把握し、お客さまニーズにマッチしたソリューションを提供し、「快適で、そして環境にやさしい」社会の実現に貢献してまいります。

III 地域共創による価値創造と成長

九州の地場企業として、地域ニーズ・課題の把握・解決に向け、幅広い専門力（エネルギー、ICT、都市開発等）と地域とのネットワーク・信頼関係をベースに、地域共創ビジネスを推進してまいります。また、環境性の高い電気等の九州の強みを活かし、海外も含めデータセンターや半導体産業をはじめとした企業の誘致を推進してまいります。

地域社会の発展と暮らしの充実を図り、エネルギー需要やサービス機会を増大させることにより、九電グループの成長につなげてまいります。そして、地域共創の取組みを更に充実していくことで、地域とともに持続的に成長してまいります。

Ⅳ 価値創出に向けた人的資本経営

少子高齢化による労働力人口の減少や、働き手の価値観の多様化が進展するなかでも、経営ビジョンを実現するため、各事業に必要な多様な強みを有する人材の獲得・育成など、D E & I を推進してまいります。

また、従業員のチャレンジ意欲を喚起し、自律的に能力を磨き、活かし、活躍していくためのキャリア形成支援の強化を図るとともに、個人の思いを起点に価値創出につなげる組織マネジメントへの進化に取り組んでまいります。

これらの基盤である安全を最優先とした事業運営など、従業員が安心して働くための環境整備も更に進め、従業員エンゲージメント及び生産性を高め、人と組織が共に成長し、持続的な価値創出につなげる人的資本経営を推進してまいります。

Ⅴ 企業変革をリードするDX推進

顧客ニーズの多様化や働き手不足を背景に、AIなどの技術革新を活用した変革が求められていることを踏まえ、九電グループ一体でデジタル技術を最大限活用し、生産性向上や業務プロセスの効率化・高度化・自動化を推進してまいります。

Ⅵ 革新と成長を支えるガバナンス強化

各事業部門がROICを意識した事業運営を行うとともに、グループ大で経営資源配分を定期的に見直すことで、事業ポートフォリオ管理を高度化し、長期的な企業価値向上を実現してまいります。さらに、スピーディな事業領域拡大・新たな知見の獲得に向け、これまで以上に他事業者とのアライアンス・M&Aを積極的に推進してまいります。

その他、コーポレート・ガバナンスの充実や、安全と健康、コンプライアンス経営の推進、リスクマネジメントシステムの強化を図ってまいります。

当社グループとしては、これらの取組みを通じて、ステークホルダーの皆さまへの価値提供を果たしてまいります。

4 設備投資の状況

当期は、当社グループ（当社及び連結子会社）全体で総額3,503億円の設備投資を行いました。

事業区分	金額（億円）
発電・販売事業	1,599
送配電事業	1,326
海外事業	0.2
その他エネルギーサービス事業	310
ICTサービス事業	274
都市開発事業	55
その他	5
内部取引消去	△67
合計	3,503

また、当期中に完成した設備及び建設中の設備のうち、主なものは次のとおりであります。

a 発電設備

	名称	出力（kW）	会社名
建設中	火力 ひびき発電所（新設）	620,000	ひびき発電合同会社 （その他エネルギーサービス事業）

b 変電設備

	名称	電圧（kV）	出力（万kVA）	会社名
建設中	熊本変電所（増設）	500	100	九州電力送配電株式会社 （送配電事業）
建設中	弓削変電所（増設）	220	30	九州電力送配電株式会社 （送配電事業）
建設中	人吉変電所（増設）	220	30	九州電力送配電株式会社 （送配電事業）

5 資金調達の状況

当期における当社グループ（当社及び連結子会社）全体の外部資金調達は次のとおりであります。

a 社 債		b 借 入 金	
発 行 額	1,852億円	借 入 額	3,134 億円
償 還 額	1,800億円	返 済 額	3,723 億円
c コマーシャル・ペーパー			
発 行 額	1,050億円		
償 還 額	1,050億円		

(注) 社債の発行額には、米ドル建社債5億米ドル(邦貨換算約722億円)を含んでおります。

6 財産及び損益の状況の推移（連結）

区 分	期	第98期 2021年度	第99期 2022年度	第100期 2023年度	第101期（当期） 2024年度
売 上 高（億円）		17,433	22,213	21,394	23,568
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失（△）（億円）		323	△866	2,381	1,946
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失（△）（億円）		68	△564	1,664	1,287
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失（△）（円）		10.09	△123.81	342.30	260.14
総 資 産 額（億円）		53,423	56,036	57,272	57,740

7 重要な子会社等の状況

a 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社キューデン・インターナショナル	64,486	100.0 (100.0)	海外電気・ガスその他のエネルギー事業を営む 会社の有価証券の取得及び保有
株 式 会 社 Q T n e t	22,020	100.0 (100.0)	電気通信回線の提供
九 州 電 力 送 配 電 株 式 会 社	20,075	100.0 (100.0)	一般送配電事業
九 電 み ら い エ ナ ジ ー 株 式 会 社	13,670	100.0 (100.0)	再生可能エネルギー事業、エネルギー供給
株 式 会 社 電 気 ビ ル	3,395	100.0 (100.0)	不動産の管理及び賃貸
串 間 ウ イ ン ド ヒ ル 株 式 会 社	2,821	51.0 (0.0)	風力発電による電力の販売
ニ シ ム 電 子 工 業 株 式 会 社	300	100.0 (100.0)	電気通信機器製造販売、工事及び保守
西日本プラント工業株式会社	150	85.0 (85.0)	発電所の建設及び保修工事
九 電 産 業 株 式 会 社	117	100.0 (100.0)	発電所の環境保全関連業務
Q s o l 株 式 会 社	100	100.0 (100.0)	情報システム開発、運用及び保守
九 電 不 動 産 株 式 会 社	32	100.0 (100.0)	不動産の売買及び賃貸
ひ び き 発 電 合 同 会 社	10	80.0 (80.0)	火力発電事業
下関バイオマスエネルギー合同会社	1	100.0 (0.0)	バイオマス発電による電気の販売
キューシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	百万米ドル 218	100.0 (100.0)	キューシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、 キューシュウ・エレクトリック・トレーディング社の 株式保有、管理（資金、税務、会計等）
キューシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	百万米ドル 201	100.0 (0.0)	ウィートストーン L N G プロジェクトの鉱区権 益・資産保有、生産物引取・販売
キ ュ ー デ ン ・ サ ル ー ラ	百万シンガポールドル 166	100.0 (0.0)	海外地熱発電事業
キューシュウ・エレクトリック・トレーディング社	百万米ドル 4	100.0 (0.0)	石炭の調達及び販売
キューデン・インターナショナル・アメリカス	米ドル 1	100.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券保有
キューデン・インターナショナル・ヨーロッパ	米ドル 1	100.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券保有

(注) 1 出資比率は、自己株式を控除して計算しており、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)

2 当期において、キューシュウ・エレクトリック・トレーディング社を追加いたしました。

b 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
九 州 共 同 発 電 株 式 会 社	9,000	50.0 (50.0)	火力発電事業
株 式 会 社 九 電 工	12,561	22.8 (22.6)	電気工事
福岡エアポートホールディングス株式会社	100	26.9 (24.5)	空港運営事業への投資
エクイティックス・バーチャー・ビッドコ・リミテッド	百万英ポンド 140	— (—)	海外廃棄物処理・発電事業会社の有価証券保有
エレクトリシダ・アギラ・デ・トゥクспан社	百万メキシコペソ 898	50.0 (0.0)	海外火力発電事業
エレクトリシダ・ソル・デ・トゥクспан社	百万メキシコペソ 493	50.0 (0.0)	海外火力発電事業
テプディア・ジェネレーティング	千ユーロ 18	25.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券保有
シーグリーン・フェイズ1・オフト・ホールドコ・リミテッド	千英ポンド 1	50.0 (0.0)	海外送電事業会社の有価証券保有
アルドゥール・ホールディング	千UAEディルハム 10	20.0 (0.0)	海外発電造水事業会社の有価証券保有
D G C ウ エ ス ト モ ア ラ ン ド	—	25.0 (0.0)	海外火力発電事業会社の有価証券保有

- (注) 1 出資比率は、自己株式を控除して計算しており、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)
- 2 当期において、エクイティックス・バーチャー・ビッドコ・リミテッド、シーグリーン・フェイズ1・オフト・ホールドコ・リミテッドを追加いたしました。
- 3 九州共同発電株式会社は、戸畑共同火力株式会社と大分共同火力株式会社が2024年10月1日に合併し、同日付で社名を変更したものであります。
- 4 エクイティックス・バーチャー・ビッドコ・リミテッドの出資比率については、契約に基づき非開示としております。

8 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2024年4月1日をもって、地熱事業を吸収分割により、九電みらいエネルギー株式会社に承継させました。

2 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
うり 瓜 生 道 明	代表取締役会長		株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員 株式会社RKB毎日ホールディングス社外取締役
いけ 池 辺 和 弘	代表取締役	社長執行役員	
はし 橋 本 のぼる 上	代表取締役	副社長執行役員、 ビジネスソリューション統括本部長	
そう 早 田 あつし 敦	代表取締役	副社長執行役員、 危機管理官、ESGに関する事項、最高情報責任者	
せん 千 田 よし 善 晴	取 締 役	常務執行役員、 テクニカルソリューション統括本部長	株式会社富士ピー・エス社外取締役
なか の 野 たかし 隆	取 締 役	常務執行役員、 ビジネスソリューション統括本部業務本部長	
にし やま 西 山 まさる 勝	取 締 役	常務執行役員、 エネルギーサービス事業統括本部長	日本タングステン株式会社社外取締役
はやし 林 だ 田 みち 道 お 生	取 締 役	常務執行役員 原子力発電本部長	
たちばな ふ く し ま さき え 橘・フクシマ・咲江	取 締 役		G&Sグローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長 株式会社あおぞら銀行社外取締役
ひら こ ゆう じ 子 裕 志	取 締 役		ANAホールディングス株式会社特別顧問 株式会社セブン銀行社外取締役 株式会社JVCケンウッド社外取締役
うち むら よし ろう 内 村 芳 郎	取締役監査等委員（常勤）	監査等委員会委員長	
お いえ ゆう じ 尾 家 祐 二	取締役監査等委員		
すぎ はら とも か 杉 原 知 佳	取締役監査等委員		弁護士（三浦・奥田・杉原法律事務所） 日本タングステン株式会社社外取締役監査等委員
しげ とみ ゆ か 重 富 由 香	取締役監査等委員		公認会計士（日本国、米国、香港） アーンスト・アンド・ヤング香港事務所シニアアドバイザー キャノン株式会社社外監査役

- (注) 1 取締役林田道生、同平子裕志の両氏及び取締役監査等委員内村芳郎、同重富由香の両氏は、2024年6月26日開催の第100回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
- 2 代表取締役豊嶋直幸、取締役津田純嗣の両氏及び取締役監査等委員藤田和子氏は、2024年6月26日開催の第100回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任し、取締役監査等委員遠藤泰昭氏は辞任しました。
- 3 取締役橘・フクシマ・咲江、同平子裕志の両氏及び取締役監査等委員尾家祐二、同杉原知佳、同重富由香の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 4 取締役橘・フクシマ・咲江、同平子裕志の両氏及び取締役監査等委員尾家祐二、同杉原知佳、同重富由香の3氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、各証券取引所に独立役員として届け出ております。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html) に掲載しております。
- 5 取締役監査等委員重富由香氏は、公認会計士（日本国、米国、香港）の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6 経営会議等の重要会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門等との緊密な連携により、監査の実効性を確保するため、取締役監査等委員内村芳郎氏を、常勤の監査等委員に選定しております。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である橘・フクシマ・咲江、同平子裕志、同内村芳郎、同尾家祐二、同杉原知佳、同重富由香の6氏との間に、それぞれ会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を次のとおり締結しております。

a 被保険者の範囲

当社の取締役、執行役員及び監査等特命役員

b 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

c 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について填補されます。

d 役員等の職務の執行の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

4 当事業年度に係る取締役の報酬等

a 取締役の報酬等の額

区 分	基 本 報 酬		業 績 連 動 報 酬				報酬等の総額 (百万円)
	金 銭 報 酬		報 酬		非 金 銭 報 酬		
	月 例 報 酬		賞与(短期業績連動)		株式報酬(中長期業績連動)		
	員数(名)	総額(百万円)	員数(名)	総額(百万円)	員数(名)	総額(百万円)	
取 締 役 (監査等委員を除く)	12	347	8	117	8	84	548
取 締 役 (監査等委員)	6	79	—	—	—	—	79
合 計 (うち社外取締役)	18 (7)	426 (60)	8 (ー)	117 (ー)	8 (ー)	84 (ー)	628 (60)

(注) 1 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して業績連動報酬を支給しております。業績連動報酬は、業績向上へのインセンティブとするため、毎期の業績に応じて決定する「賞与（短期業績連動報酬）」と中長期の企業価値向上への動機づけを目的とした「株式報酬（中長期業績連動報酬）」で構成しております。業績連動報酬は、業績に対する責任を明確化するため、経営ビジョン実現に向けた連結経常利益、R O I C、カーボンニュートラルに向けたG H G削減量及び株主への配当状況等を業績指標とし、株主総会で決議された総額及び上限株式数の範囲内で求められる職責に見合った額としております。なお、業績連動報酬は、不適切行為等があった場合は、支給しないことがあります。また、業績指標とした各項目の当期における実績は以下のとおりです。

- ・連結経常利益: 1,946億円
- ・R O I C: 3.6%
- ・G H G 削 減 量: 2020年度比 12.59%排出量削減（速報値:2025年4月算定）
- ・配 当 状 況: 50円

2 非金銭報酬として取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下「取締役」といいます。）に対して株式報酬を支給しております。当該株式報酬は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に對し、当社が定める役員株式給付規程に従い、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬です。なお、取締役が当社株式等を受け取る時期は、原則として取締役の退任時になります。

3 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において月例報酬及び賞与の合計で年額610百万円以内（うち社外取締役分は月例報酬のみ40百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は14名（うち社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において、非金銭報酬（株式報酬）の額は連続する3事業年度で390百万円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は12名です。さらに、会社法の一部改正（2021年3月1日施行）を踏まえ、2021年6月25日開催の第97回定時株主総会において、前述の390百万円を原資に取得する当社普通株式の数の上限は42万株と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の員数は9名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において年額130百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は5名です。

b 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 決定方針の決定方法

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）は、取締役会にて決定しております。当該取締役会の決定に際しては、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会での審議を踏まえております。また、報酬諮問委員会には監査等委員が同席し、同委員会での議論の適正性を確認しております。

(b) 決定方針の内容

決定方針の内容は次のとおりであります。

① 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬で構成し、社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、業績連動報酬を適用せず基本報酬のみとする。報酬額は、株主総会で決議された総額及び上限株式数の範囲内で、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。また、報酬諮問委員会には監査等委員が同席し、同委員会での議論の適正性を確認する。

② 基本報酬の算定方法の決定に関する方針

基本報酬は月例報酬とし、当社の経営環境、上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準等を勘案のうえ、株主総会で決議された総額の範囲内で、求められる職責に見合った額を支給する。

③ 業績連動報酬の内容及び額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、業績向上へのインセンティブとするため、毎期の業績に応じて決定する「賞与」と中長期の企業価値向上への動機づけを目的とした「株式報酬」で構成する。業績連動報酬は、経営ビジョン実現に向けた連結経常利益、ROIC、カーボンニュートラルに向けたGHG削減量及び株主への配当状況等を業績指標とし、株主総会で決議された総額及び上限株式数の範囲内で求められる職責に見合った額とする。賞与については毎年一定の時期に支給、株式報酬については、原則として退任時に支給することとし、業績によっては支給しない場合がある。また、業績連動報酬額の決定に用いる業績指標を見直す場合は、報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。

④ 基本報酬、業績連動報酬の額の割合の決定に関する方針

報酬毎の割合については、役職位が上位となるに従い業績連動報酬の割合が高くなるよう設計し、その比率については報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。なお、報酬毎の割合については、業績指標100%達成の場合、取締役平均で基本報酬6割、業績連動報酬4割を目安とする。

⑤ 個人別報酬決定の委任に関する事項

個人別の報酬は、報酬諮問委員会の審議を踏まえ、取締役会が決定する。ただし、取締役会の決議をもって、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況を監督する立場の取締役会議長であり、業務執行を担務しない代表取締役会長へ決定を委任することを可能とし、その場合、代表取締役会長は報酬諮問委員会の審議を踏まえ決定する。また、報酬諮問委員会は、取締役会から委任された権限が適切に行使されていることについて、事業年度毎に確認し、取締役会に報告する。

(c) 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当期における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別報酬について、基本報酬、業績連動報酬の算定方法及び実報酬額が決定方針に則って適切に運用、決定されていることを報酬諮問委員会が確認し、その結果を取締役会へ報告しております。

取締役会は、報酬諮問委員会の確認報告を尊重し、報酬実績が決定方針に沿うものであると判断しております。

c 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当期においては、決定方針を踏まえ、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行状況を監督する立場の取締役会議長であり、業務執行を担務しない代表取締役会長へ決定を委任することが最も適切であると取締役会が判断したことから、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長瓜生道明が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬及び業績連動報酬の配分であります。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役会長は報酬諮問委員会の審議を踏まえ取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬を決定することとしております。また、取締役会から委任された権限が適切に行使されていることについて、事業年度毎に報酬諮問委員会が確認し取締役会に報告しております。

d 監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 決定方針の決定方法

当社の監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）は、監査等委員会において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

(b) 決定方針の内容

決定方針の内容は次のとおりであります。

監査等委員である取締役の個人別の報酬は、業務執行から独立した立場で当社の経営を監査・監督するという役割に鑑みて、業績に連動する報酬は相応しくないため、月例報酬のみとする。

報酬額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

当該決定に当たっては、上場会社を中心とした他企業の報酬水準及び当社従業員の処遇水準等を勘案のうえ、果たすべき職務に見合った額とする。また、社外取締役を委員長とし、構成員の過半数が社外取締役である報酬諮問委員会において当社の経営環境等を踏まえなされた取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額に関する審議の内容を参考に、これを定めるものとする。

5 社外役員に関する事項

a 重要な兼職先と当社との関係

(a) 橘・フクシマ・咲江

同氏は、G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社の代表取締役社長及び株式会社あおぞら銀行の社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(b) 平子裕志

同氏は、ANAホールディングス株式会社の特別顧問、株式会社セブン銀行の社外取締役及び株式会社JVCケンウッドの社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(c) 尾家祐二

法令に基づき開示すべき事項はありません。

(d) 杉原知佳

同氏は、三浦・奥田・杉原法律事務所の弁護士（共同経営者）及び日本タングステン株式会社の社外取締役監査等委員を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(e) 重富由香

同氏は、公認会計士（日本国、米国、香港）、アーンスト・アンド・ヤング香港事務所のシニアアドバイザー及びキャノン株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

b 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況は次のとおりであります。

氏 名	地 位	出席回数／開催回数	
		取 締 役 会	監査等委員会
橘・フクシマ・咲江	取 締 役	14回／14回	—
平 子 裕 志	取 締 役	9回／10回	—
尾 家 祐 二	取締役監査等委員	14回／14回	14回／14回
杉 原 知 佳	取締役監査等委員	14回／14回	14回／14回
重 富 由 香	取締役監査等委員	10回／10回	10回／10回

(注) 取締役平子裕志、取締役監査等委員重富由香の両氏は、2024年6月26日開催の第100回定時株主総会において、新たに選任され就任したため、就任後に開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況を記載しております。

また、各社外役員の取締役会及び監査等委員会での発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要は、次のとおりであります。

(a) 橘・フクシマ・咲江

長年にわたる国内及び米国での企業経営者としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、取締役等の指名及び報酬の決定・承認プロセス等において主導的な役割を果たしております。

(b) 平子裕志

長年にわたる国内及び米国での企業経営者としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監督しております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について、独立かつ客観的な視点から積極的に発言し、重要な役割を果たしております。

(c) 尾家祐二

情報ネットワーク工学の専門家及び大学学長としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を客観的な視点から適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監査・監督しております。

(d) 杉原知佳

弁護士及び社外取締役としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監査・監督しております。また、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務め、取締役等の指名、報酬について、背景・理由の確認を通じた妥当性検証など、様々な視点から積極的に発言し、重要な役割を果たしております。

(e) 重富由香

長年にわたる国際的な公認会計士としての豊富な経験や知見から、議案審議等に必要な発言を客観的な視点から適宜行うなど、会社から独立した立場で業務執行を監査・監督しております。



連結計算書類

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		
科	目	金 額
固	定 資 産	4,868,471
電 気 事 業	固 定 資 産	3,059,149
水 力 発 電 設 備		267,832
汽 力 発 電 設 備		188,729
原 子 力 発 電 設 備		766,728
内 燃 力 発 電 設 備		29,425
新エネルギー等発電等設備		38,506
送 電 設 備		679,962
変 電 設 備		250,820
配 電 設 備		677,639
業 務 設 備		153,721
その他の電気事業固定資産		5,782
そ の 他 の 固 定 資 産		400,324
固 定 資 産 仮 勘 定		486,121
建設仮勘定及び除却仮勘定		301,901
原子力廃止関連仮勘定		27,827
使用済燃料再処理関連加工仮勘定		156,392
核 燃 料		245,793
装 荷 核 燃 料		43,753
加 工 中 等 核 燃 料		202,039
投 資 そ の 他 の 資 産		677,082
長 期 投 資		273,764
退職給付に係る資産		16,753
繰 延 税 金 資 産		128,179
そ の 他		263,947
貸 倒 引 当 金 (貸 方)		△5,562
流 動 資 産		905,553
現 金 及 び 預 金		362,577
受取手形、売掛金及び契約資産		260,886
棚 卸 資 産		89,698
そ の 他		194,663
貸 倒 引 当 金 (貸 方)		△2,273
合 計		5,774,025

負債及び純資産の部		
科	目	金 額
固	定 負 債	3,666,493
社 長 期 借 入 金		1,493,375
未 払 廃 炉 抛 出 金		1,744,209
退職給付に係る負債		255,227
資 産 除 去 債 務		57,963
繰 延 税 金 負 債		9,711
繰 延 税 金 負 債		17,843
そ の 他		88,162
流 動 負 債		1,073,754
1年以内に期限到来の固定負債		377,352
短 期 借 入 金		125,370
支 払 手 形 及 び 買 掛 金		158,552
未 払 税 金		37,234
そ の 他		375,243
引 当 金		2,497
渴 水 準 備 引 当 金		2,497
負 債 合 計		4,742,744
株 主 資 本		924,818
資 本 金		237,304
資 本 剰 余 金		193,520
利 益 剰 余 金		496,107
自 己 株 式		△2,113
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		74,650
その他有価証券評価差額金		10,884
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		28,421
為 替 換 算 調 整 勘 定		23,995
退職給付に係る調整累計額		11,348
非 支 配 株 主 持 分		31,810
純 資 産 合 計		1,031,280
合 計		5,774,025

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部	
科 目	金 額
営 業 費 用	2,157,268
電 気 事 業 営 業 費 用	1,918,076
そ の 他 事 業 営 業 費 用	239,191
営 業 利 益	(199,564)
営 業 外 費 用	44,378
支 払 利 息	30,027
事 業 外 固 定 資 産 除 却 費	4,677
そ の 他	9,673
当 期 経 常 費 用 合 計	2,201,646
当 期 経 常 利 益	194,669
渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し	264
渴 水 準 備 金 引 当	264
特 別 損 失	13,855
減 損 損 失	7,737
関 係 会 社 事 業 損 失	6,117
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	180,549
法 人 税 等	50,033
法 人 税 等	29,871
法 人 税 等 調 整 額	20,161
当 期 純 利 益	130,515
非支配株主に帰属する当期純利益	1,749
親会社株主に帰属する当期純利益	128,766

収益の部	
科 目	金 額
営 業 収 益	2,356,833
電 気 事 業 営 業 収 益	2,098,599
そ の 他 事 業 営 業 収 益	258,233
営 業 外 収 益	39,482
受 取 配 当 金	1,100
受 取 利 息	7,232
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	19,733
そ の 他	11,416
当 期 経 常 収 益 合 計	2,396,316

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

[illegible]

負債及び純資産の部					金額
科 目					金額
固 定 負 債					3,448,903
社 債				債 債	1,493,375
長 期 借 入				金 務	1,603,788
未 払 償 出				金 務	3,512
未 払 廃 炉 抛 出				金 務	255,227
関 係 会 社 長 期 債				務 金	9,637
退 職 給 付 引 当				務 金	3,381
雑 固 定 負 債				債 債	37,998
流 動 負 債				債 債	41,982
1年以内に期限到来の固定負債				債 債	827,589
短 期 借 入				金 金	293,973
買 掛 金				金 金	114,000
未 払 金				金 金	116,561
未 払 費 税				用 金	24,237
未 払 費 税				用 金	105,275
預 金				金 金	8,194
関 係 会 社 短 期 債				務 金	861
諸 前 受 負				務 金	122,049
雑 流 動 負 債				債 債	610
引 当 金				金 金	41,825
渴 水 準 備 引 当				金 金	2,497
負 債 主 合 資				計 本	2,497
資 本 剩 余 金				金 金	4,278,990
資 本 剩 余 金				金 金	623,331
利 益 剩 余 金				金 金	237,304
利 益 剩 余 金				金 金	195,564
利 益 剩 余 金				金 金	31,087
利 益 剩 余 金				金 金	164,477
利 益 剩 余 金				金 金	192,346
利 益 剩 余 金				金 金	3,046
利 益 剩 余 金				金 金	189,300
利 益 剩 余 金				金 金	189,300
自 己 株 額				式 等	△1,884
評 価 ・ 換 算 差 額				金 金	981
その他有価証券評価差額				金 金	794
繰 延 へ ッ ジ 損				益 益	186
純 資 産 合 計				計 計	624,313
合 計					4,903,303

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

費用の部			
科 目		金 額	
営 業 費 用		1,829,722	
電 気 事 業 営 業 費 用		1,787,532	
水 力 発 電 費		38,503	
汽 力 発 電 費		362,705	
原 子 力 発 電 費		297,582	
他 社 購 入 電 力 料		498,517	
販 売 費		36,159	
休 止 設 備 費		1,910	
貸 付 設 備 費		28	
一 般 管 理 費		82,737	
接 続 供 給 託 送 料		453,374	
原子力廃止関連仮勘定償却費		5,476	
事 業 税		10,601	
電力費振替勘定 (貸方)		△64	
附 帯 事 業 営 業 費 用		42,190	
ガ ス 供 給 事 業 営 業 費 用		39,225	
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用		2,965	
営 業 利 益		(111,014)	
営 業 外 費 用		35,144	
財 務 費 用		25,149	
支 払 利 息		24,459	
社 債 発 行 費		689	
事 業 外 費 用		9,995	
固 定 資 産 売 却 損		95	
事 業 外 固 定 資 産 除 却 費		6,142	
雑 損 失		3,757	
当 期 経 常 費 用 合 計		1,864,867	
当 期 経 常 利 益		123,374	
渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し		264	
渴 水 準 備 金 引 当		264	
特 別 損 失		5,512	
減 損 損 失		5,512	
税 引 前 当 期 純 利 益		117,597	
法 人 税 等		24,197	
法 人 税 等		4,401	
法 人 税 等 調 整 額		19,796	
当 期 純 利 益		93,399	

収益の部			
科 目		金 額	
営 業 収 益		1,940,736	
電 気 事 業 営 業 収 益		1,895,921	
電 灯 料		558,104	
電 力 料		805,098	
他 社 販 売 電 力 料		408,747	
賠 償 負 担 金 相 当 収 益		6,267	
廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 収 益		6,520	
電 気 事 業 雑 収 益		111,183	
附 帯 事 業 営 業 収 益		44,814	
ガ ス 供 給 事 業 営 業 収 益		41,234	
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益		3,580	
営 業 外 収 益		47,505	
財 務 収 益		42,014	
受 取 配 当 金		25,383	
受 取 利 息		16,631	
事 業 外 収 益		5,490	
固 定 資 産 売 却 益		635	
雑 収 益		4,855	
当 期 経 常 収 益 合 計		1,988,242	



連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

九州電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 次男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野澤 啓

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡邊 祥久

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、九州電力株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

九州電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 次男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野澤 啓
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 祥久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、九州電力株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について、定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

なお、電気事業法（行為規制）及び独占禁止法遵守の取組みについては、着実に実施していることを確認しています。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

九州電力株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 監査等委員会委員長	内 村 芳 郎	㊞
監査等委員	尾 家 祐 二	㊞
監査等委員	杉 原 知 佳	㊞
監査等委員	重 富 由 香	㊞

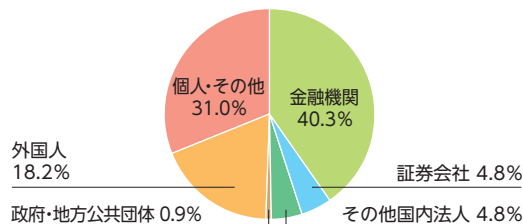
(注) 監査等委員尾家祐二、監査等委員杉原知佳及び監査等委員重富由香は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

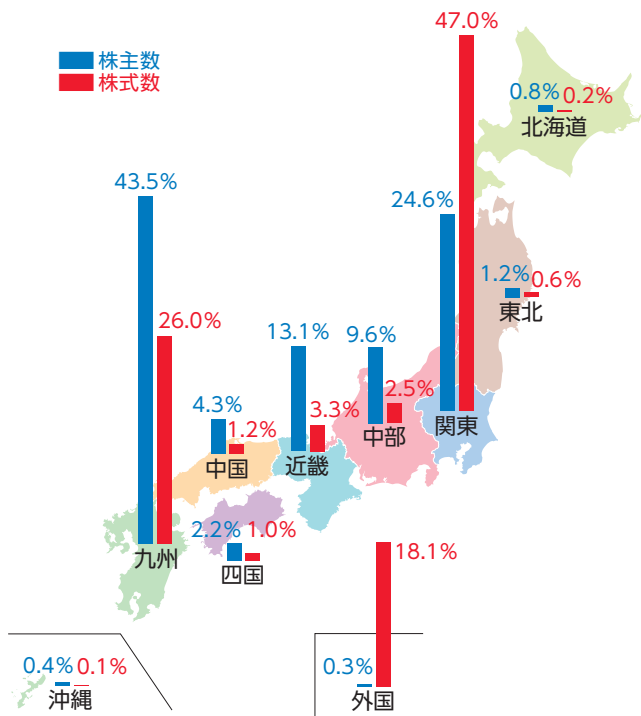
●会社概要

設立年月日 1951年5月1日
 資本の額 2,373億486万3,699円
 主要事業所
 本店 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
 ☎(092) 761-3031
 支店 北九州・福岡・佐賀・長崎・大分・熊本・宮崎・鹿児島
 支社 東京

●所有者別株式数の分布 (普通株式)



●地域別株主数・株式数の分布 (普通株式)



●株主メモ

事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
 定時株主総会 6月
 基準日 定時株主総会・期末配当 3月31日
 中間配当 9月30日
 (その他必要あるときはあらかじめ公告します。)
 単元株式数 普通株式 100株 / B種優先株式 1株
 証券コード 9508
 公告方法 電子公告により、当社のホームページに掲載いたします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、福岡市において発行する西日本新聞に掲載して行います。
 ホームページ <https://www.kyuden.co.jp>
 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
 三井住友信託銀行株式会社

株式に関する手続きのお問い合わせ先 (住所変更、単元未満株式の買取・買増請求、相続のお手続きなど)

株式を証券会社へお預けの株主さま

お取引の各証券会社にお問い合わせください。

株式を証券会社へお預けでない株主さま
 (特別口座に株式をお持ちの株主さま)

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
 ☎0120-782-031 (フリーダイヤル)
 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
<https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/>